

協議題 番号	●	資料 番号	2
社会福祉課・子育て応援課			

### 燕市障がい者基本計画・第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画（案）について

昨年12月6日開催の議員協議会において、燕市障がい者基本計画・第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画（素案）を説明させていただき、議員の皆さまからご意見やご質問を頂戴いたしました。

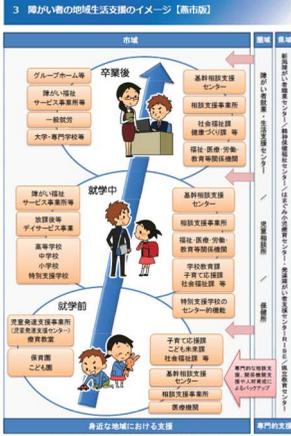
それらのご意見等のほか、12月6日から12月26日まで実施したパブリックコメントでのご意見等を踏まえ修正を加えましたので、最終案としてご説明いたします。

#### 1 意見・質問等の状況

意見や質問を求めたところ	質問・意見（件）
(1) 市議会	20
(2) パブリックコメント	10
計	30

(1) 燕市議会での意見等 20件

令和5年12月定例会 議員協議会 令和5年12月6日(水)開催

No.	記載箇所	質問・意見(要旨)	回答(要旨)	計画修正の有無
1	全体	<p>本計画には児童発達支援センター、基幹相談支援センター、地域活動支援センター等、様々なセンターが出てくるが、実際それらがどのように相互連携をしているのか見えない。</p> <p>市が設置するものではない障がい者就業生活支援センター等もあるが、当然連携を取っているはずで、そういった様々なセンターの全体的なネットワークや相談・連携体制を図示化することで、切れ目のない支援ができているということが伝わると思うが、いかがか。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、資料編139ページに障がい者の地域生活支援のイメージ【燕市版】の図を加えました。</p> <p>この修正により、139ページ以降の項目番号が変更になります。</p> <p>(修正前) なし</p> <p>(修正後) 資料編 3 障がい者の地域生活支援のイメージ【燕市版】</p> 	有  新旧 対照表 No. 6

No.	記載箇所	質問・意見（要旨）	回答（要旨）	計画修正の有無
2	<p>15 ページ</p> <p>■第2章 燕市の障がいのある人の状況</p> <p>■1 障がい福祉の状況</p> <p>■(1) 障がいのある人の状況</p> <p>■④ 精神障がいのある人および自立支援医療受給者の状況</p>	<p>精神障がい者保健福祉手帳所持者数が非常に多くなっている。</p> <p>年齢区分をもう少し細かくし、その人数を見込んだ上で今後の施策を考えるということが必要ではないか。</p>	<p>現在、年齢区分は、18歳未満、18歳以上64歳未満、65歳以上の3区分としており、理由は、それぞれ障がい児、障がい者、高齢者の3区分に対応したものとしているためです。</p> <p>燕市障がい者自立支援協議会でも了承いただいているため、本計画ではこの3区分とさせていただきます。</p> <p>ご指摘のとおり、精神障がいのある方が増加している状況ですので、次期計画策定の際は、燕市障がい者自立支援協議会において年齢区分の細分化について検討してまいりたいと考えます。</p>	無
3	<p>16 ページ</p> <p>■第2章 燕市の障がいのある人の状況</p> <p>■1 障がい福祉の状況</p> <p>■(1) 障がいのある人の状況</p> <p>■⑤ 障がい支援区分別の認定者の状況</p>	<p>区分が1から6までであるが区分内容がわからない。</p> <p>わかるような表記にする必要があるのではないか。</p>	<p>障がい支援区分の説明自体は、1段落目に記載しています。</p> <p>認定区分の基準や目安については国が示していないため、本市が独自に掲載することは差し控えたいと考えます。</p>	無

No.	記載箇所	質問・意見（要旨）	回答（要旨）	計画修正の有無
4	31 ページ ■第3章 燕市障がい者基本計画 ■2 計画の基本目標 ■（2）共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり	○印の2つ目および3つ目の取組について、2つとも「…環境の整備を図ります。」となっているが、スポーツや文化活動を全て燕市でできるわけではなく、できない部分は、例えば情報提供をするといった記載があっても良いと思うが、いかがか。	ご指摘の趣旨を踏まえ、記載内容を修正いたします。 (修正前) 「いきいきと活動できるよう、 <u>環境の整備</u> を図ります。」 (修正後) 「いきいきと活動できるよう、 <u>必要な情報の提供を含め、環境の整備に取り組みます。</u> 」	有  新旧対照表 No. 1
5	34 ページ ■第3章 燕市障がい者基本計画 ■5 施策の方向性(基本施策) ■（1）地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり ■① 障がい福祉サービスの充実	【主な障がい福祉サービス事業所等の定員と事業の種類別にみた事業所数の推移】の表について、本計画の中で、今後3年間の施設あるいは機能別の事業所数の目標を示すことはできないか。	事業所については民間の事業者が整備するため、本市が具体的な数を示すことは難しいところですが、民間事業者から本市が必要とする重度障がいや強度行動障がいに対応するサービス、医療的ケアを提供する施設整備の相談があった場合は、国庫補助金や本市の社会福祉施設整備事業補助金等を活用しながら民間事業者を支援してまいりたいと考えております。	無

No.	記載箇所	質問・意見（要旨）	回答（要旨）	計画修正の有無
6	<p>39 ページ</p> <p>■第3章 燕市障がい者基本計画</p> <p>■5 施策の方向性(基本施策)</p> <p>■(1) 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり</p> <p>■②障がい児等支援体制の充実</p>	<p>【施策の展開】の2つ目、「児童発達支援センター」について、具体的なことがわからないため、もう少し説明が必要だと思ふ。</p>	<p>70 ページの「第4章 第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画」、「1 計画の成果目標」、「(1) 障がい児支援の提供体制の整備等【第3期燕市障がい児福祉計画部分】」の「【現状と課題】」4段落目に、前期計画期間中の状況および今後のあり方を掲載しています。</p>	<p>無</p>

No.	記載箇所	質問・意見（要旨）	回答（要旨）	計画修正の有無
7	<p>48 ページ</p> <p>■第3章 燕市障がい者基本計画</p> <p>■5 施策の方向性(基本施策)</p> <p>■(1) 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり</p> <p>■⑥成年後見制度利用の促進</p>	<p>図「地域連携ネットワークのイメージ」の中で、市町村と家庭裁判所の間に中核機関があるが、この中核機関のイメージをもつことができるよう、もう少し詳しく教えてほしい。</p>	<p>中核機関は、国の成年後見制度利用促進計画に基づいて本市が設置する機関で、権利擁護支援を必要とする方が必要な時に適切に支援につながるよう、地域連携ネットワークの中心となる組織です。</p> <p>ご質問の趣旨を踏まえ、47 ページに用語解説を加えます。</p> <p>この修正により、47 ページ*31 以降の注釈番号が変更になります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>(修正前)</p> <p>「今後も中核機関を中心として、…」</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>(修正後)</p> <p>「今後も中核機関*31を中心として、…」</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>*31 成年後見制度を必要とする人が安心して制度が利用できるよう、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの核となる機関。本市では、燕市社会福祉協議会に委託。</p> </div>	<p>有</p> <p>新旧 対照表 No. 2</p>

No.	記載箇所	質問・意見（要旨）	回答（要旨）	計画修正の有無
8	<p>55 ページ</p> <p>■第3章 燕市障がい者基本計画</p> <p>■5 施策の方向性(基本施策)</p> <p>■(1) 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり</p> <p>■⑩意思疎通支援事業の推進</p>	<p>意思疎通支援用具について、解説はあるがイメージがつかめない。</p> <p>具体的にどのような用具があるのか、1つか2つ例を示した上で書いてあると分かりやすいと思うが、いかがか。</p>	<p>意思疎通支援用具には、例えば、視覚障がい者用の活字文書読み上げ装置というものがあり、視覚障がい者が印刷された活字情報を音声で取得するために開発された福祉機器で、専用のソフトで音声コードを印刷物に添付すると、簡単な操作で活字情報を正確に音声化することができるものです。</p> <p>ご指摘の趣旨を踏まえ、用語解説に用具の例示を加えます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(修正前)</p> <p>「<u>意思疎通支援用具</u> *38 の給付など…」</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>*38 障がいによって妨げられた情報のやり取りを復活、あるいは手助けするための道具や機器のこと。</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(修正後)</p> <p>「<u>意思疎通支援用具</u> *39 の給付など…」</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>*39 障がいによって妨げられた情報のやり取りを復活、あるいは手助けするための道具や機器のこと。 例：<u>視覚障がい者用の活字文書読み上げ装置、点字器など。</u></p> </div> </div>	<p>有</p> <p>新旧 対照表 No. 3</p>

No.	記載箇所	質問・意見（要旨）	回答（要旨）	計画修正の有無
9	<p>64 ページ</p> <p>■第3章 燕市障がい者基本計画</p> <p>■5 施策の方向性(基本施策)</p> <p>■(2) 共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり</p> <p>■①雇用・就労、経済的自立支援の推進</p>	<p>【施策の展開】の4つ目、「障がい者優先調達推進法に係る物品調達」について、障がい者施設でどのような物品が扱われているのか教えてほしい。</p>	<p>調達の実績を本市ホームページに掲載していますが、資源ごみの分別作業業務や庁舎の日常清掃業務等を委託しています。</p>	無
10	<p>65 ページ</p> <p>■第3章 燕市障がい者基本計画</p> <p>■5 施策の方向性(基本施策)</p> <p>■(2) 共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり</p> <p>■②スポーツ・文化活動の促進</p>	<p>右下の写真は、「つばめアール・ブリュット」のポスターであるが、この「つばめアール・ブリュット」に対して市側はどの程度の理解があるのか伺う。</p>	<p>「つばめアール・ブリュット」については、昨年度開催させていただき、大変好評であったと認識しています。</p> <p>障がいがある方のスポーツや文化活動への取組を紹介することは非常に重要なことだと考えております。</p> <p>今後も有識者の知見をいただき本市独自の特色を出しながら、より良い形で障がいのある方を支援してまいります。</p>	無

No.	記載箇所	質問・意見（要旨）	回答（要旨）	計画修正の有無
11	<p>68 ページ</p> <p>■第3章 燕市障がい者基本計画</p> <p>■5 施策の方向性(基本施策)</p> <p>■(3)支え合いにあふれ、共に生きるまちづくり</p> <p>■②ボランティア・支え合い活動の促進</p>	<p>まちづくり協議会の設置数について、【現状と課題】の中では「全13地区」とあり、【今後の方向性】の中では「全14地区に設置できるよう」と、数字が異なっており、どのような背景があって数字が違うのか分かりづらい。</p>	<p>13地区は、まちづくり協議会が設置されている地区数、14地区はまちづくり協議会が設置されていない地区を含めた地区数です。</p> <p>ご指摘の趣旨を踏まえ、記載内容を修正いたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(修正前)</p> <p>「…取組を今後も継続し、全14地区に設置できるよう努め…」</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(修正後)</p> <p>「…取組を今後も継続し、<u>まちづくり協議会未設置地区</u>を含めた全14地区に設置できるよう努め…」</p> </div>	<p>有</p> <p>新旧 対照表 No. 4</p>
12	<p>72 ページ</p> <p>■第4章 第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画</p> <p>■1 計画の成果目標</p> <p>■(1)障がい児支援の提供体制の整備等【第3期燕市障がい児福祉計画部分】</p>	<p>児童発達支援センターの成果目標について、「設置することを目指す」ではなく、「設置する」とできないか。</p> <p>また、県央圏域で連携をして確保を目指すということを明記しないのか。</p>	<p>設置に向けては解決すべき課題が多いことや他の自治体でも個別の計画があることを踏まえ、現在の表記にさせていただきたいと考えております。</p>	<p>無</p>

No.	記載箇所	質問・意見（要旨）	回答（要旨）	計画修正の有無
13	<p>78 ページ</p> <p>■第4章 第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画</p> <p>■1 計画の成果目標</p> <p>■(3) 福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>■1. 福祉的就労の充実（燕市独自目標）</p>	<p>就労継続支援B型への工賃が月平均1万6,100円ということだが、市役所庁舎に清掃に来ていただいている障がいのある方の時給はいくら位なのか？</p>	<p>市役所庁舎に清掃に来てくださっている障がいのある方の時給は、県が示す最低賃金を基準にしています。</p>	無
14	<p>78 ページ</p> <p>■第4章 第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画</p> <p>■1 計画の成果目標</p> <p>■(3) 福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>■1. 福祉的就労の充実（燕市独自目標）</p>	<p>最低賃金までというのは難しいことは分かるが、平均工賃の目標をもっと高くするべきではないか。</p>	<p>就労継続支援事業所での生産活動は、一般企業と異なり、障がいのある方の体調や特性に配慮して行われます。</p> <p>事業所によっては、まずは障がいのある方から来ていただき、経験をしていただくことに重きを置いているところもあります。</p> <p>そうした状況を踏まえた上での目標設定とご理解いただきたいと思います。</p> <p>ただし、本市では、工賃向上を、取り組むべき重点目標としており、事業所が作業を受注や発注しやすい環境を整備することで工賃向上につなげていきたいと考えております。</p>	無

No.	記載箇所	質問・意見（要旨）	回答（要旨）	計画修正の有無
15	<p>80 ページ</p> <p>■第4章 第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画</p> <p>■ 計画の成果目標</p> <p>■（3）福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>■ 2. 福祉施設から一般就労への移行</p>	<p>【現状と課題】1行目、「令和5年度中の一般就労移行者数12人を目指す…」について、令和5年度の目標を変えることはおかしいと思う。</p>	<p>令和5年度の目標は変えておりません。</p> <p>「燕市の成果目標」に前期計画目標値12人と令和5年度の実績見込みを掲載しているため、【現状と課題】1行目に一般就労移行者数の目標を12人と示した上で、令和5年度を含む前期計画3年間の移行者数の目標33人を括弧書きで掲載しております。</p>	無

No.	記載箇所	質問・意見（要旨）	回答（要旨）	計画修正の有無
16	<p>88 ページ～90 ページ</p> <p>■第4章 第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画</p> <p>■1 計画の成果目標</p> <p>■（5）地域生活支援の充実</p>	<p>今回新たに強度行動障がいについて記載があるが、その根拠を教えてください。</p> <p>また、強度行動障がいのある人に対する支援体制の整備に向けた協議を年1回以上行うこと、また、支援体制を整備すると記載があるが、相当困難が予測される。</p> <p>具体的にどのような内容の検討がされるのか、教えてください。</p>	<p>強度行動障がいについては、医学的な概念ではなく、強度行動障がい判定基準表の一定基準以上にある状態を示す、行政的な概念になります。</p> <p>強度行動障がいのある方への支援体制の構築は、本計画から始まることとなりますので、対象人数やニーズの把握を行い、基礎資料としたいと考えております。</p> <p>さらに、行政、相談支援事業所、サービス事業所、ご家族等関係者による正しい理解の共有を促進するとともに、適切なサービスや地域で生活する上での環境整備等課題を燕市障がい者自立支援協議会で協議してまいりたいと考えております。</p>	無

No.	記載箇所	質問・意見（要旨）	回答（要旨）	計画修正の有無
17	<p>93 ページ～94 ページ</p> <p>■第4章 第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画</p> <p>■2 活動指標としての見込量</p>	<p>あえて目次のように出したいのであれば、(1)以降の「内容および見込量」の記載は不要と思う。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、(1)～(8)の項目名を修正いたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(修正前)</p> <p>活動指標としての見込量の体系</p> <p>(1)福祉施設から一般就労への移行等の内容および見込量</p> <p>(2)障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの内容および見込量</p> <p>(3)児童福祉法に基づく障がい児支援の内容および見込量</p> <p>(4)発達障がい者等に対する支援の内容および見込量</p> <p>(5)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の内容および見込量</p> <p>(6)相談支援体制の充実・強化のための取組の内容および見込量</p> <p>(7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組の内容および見込量</p> <p>(8)地域生活支援事業の内容・実施に関する考え方および見込量と確保のための方策</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(修正後)</p> <p>活動指標としての見込量の体系</p> <p>(1)福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>(2)障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービス</p> <p>(3)児童福祉法に基づく障がい児支援</p> <p>(4)発達障がい者等に対する支援</p> <p>(5)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>(6)相談支援体制の充実・強化のための取組</p> <p>(7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組</p> <p>(8)地域生活支援事業</p> </div>	<p>有</p> <p>新旧 対照表 No. 5</p>

No.	記載箇所	質問・意見（要旨）	回答（要旨）	計画修正の有無
18	<p>111 ページ</p> <p>■第4章 第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画</p> <p>■2 活動指標としての見込量</p> <p>■(3) 児童福祉法に基づく障がい児支援の内容および見込量</p> <p>■③放課後等デイサービス</p>	<p>放課後等デイサービスの令和6年度の見込量が令和5年度の見込量より少なくなっているのはなぜか。</p> <p>希望していても入れないケースがあることも含め、見込量はもっと多いのではないか。</p> <p>そういうことも考慮して見込量を示していただきたい。</p>	<p>令和6年度の見込量が令和5年度の見込量より少ない理由は、令和5年度の実績から算出した結果ということになります。</p> <p>見込量はもっと多いのではないかとのご指摘ですが、比較的障がいの程度が軽い児童は放課後児童クラブを利用しており、放課後等デイサービスを必要とする児童数の見込量については、本市への相談件数に加え、相談事業所と連携して必要量の把握に努め、適切に算出しております。</p>	無
19	<p>115 ページ</p> <p>■第4章 第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画</p> <p>■2 活動指標としての見込量</p> <p>■(4) 発達障がい者等に対する支援の内容および見込量</p> <p>■③ピアサポートの活動</p>	<p>ピアサポート活動の実施を計画していないと書かれているが、精神障がいのある方に対し、自分の体験を話す等の支援を市が今後もしていくという認識で良いか。</p>	<p>県の事業を活用しながら、本市の障がい者基幹相談支援センターで一体的に取り組んでまいりたいと考えます。</p>	無

No.	記載箇所	質問・意見（要旨）	回答（要旨）	計画修正の有無
20	<p>115 ページ</p> <p>■第4章 第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画</p> <p>■2 活動指標としての見込量</p> <p>■(4) 発達障がい者等に対する支援の内容および見込量</p> <p>■③ピアサポートの活動</p>	<p>ピアサポート活動の数値が「0」ということが理解できない。</p> <p>このような活動を少しでもしようということであれば数を入れることはできる話だと思う。</p> <p>県が絡むから市が数字を明記できないということであれば、そもそもこの項目は不要と思う。</p>	<p>ピアサポート活動については、県央地域が連携し、圏域で講座を3回開催していますが、本市単独ではないため、第7期も「0」と見込んでおります。</p>	無

(2) パブリックコメントでの意見等

① 意見の募集期間

令和5年12月6日（水）から12月26日（火）まで

② 意見の提出

人数 3人、件数 10件

No.	記載箇所	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	計画修正の有無
1	全体	<p>【学生、高校生への将来に向けた支援の必要性について】</p> <p>10年ほど前から、保育園通園時に自閉スペクトラム症（以下ASD）、注意欠如・多動症（以下ADHD）、軽度知的発達症といったいわゆる発達障がい（正式には神経発達症という病名になっています）と診断され、早期に療育を開始し、小学校で特別支援学級や通級利用で適切に支援を受け、良好な成長をしている子どもたちが増えております。燕市の保育園、こども園、小学校と連携をとると、非常に熱心に子どもに関わり、対応されており、小学校までの支援はかなり良い体制が出来上がっていると実感しています。</p> <p>しかし、この子どもたちが中学に進学すると、学校生活、学習への適応が悪くなり、登校を渋ったり、不登校になる例が見受けられます。また、保育園、こども園、小学校と比較して、生徒に関わるスタッフの発達障がいへの理解がまだ浸透しておらず、不適切な言葉かけ、対応から傷ついた体験をしたという生徒、保護者からの相談を受けること</p>	<p>現在、本市の小中学校に勤務する教職員を対象に特別支援教育に関する研修を毎年行ってきております。また、今年度は特別支援教育に関する動画を作成し、本市の小中学校教職員がいつでも視聴できるようにすることで、特別支援教育への理解をより深めてもらうよう努めています。相談事業について、小学校においては、児童の様子で気になる点があるときは保護者に相談し、通級指導や医療等につなげるようにしています。また、中学校においても生徒の様子で気になる点があるときは、担任やSSW（スクールソーシャルワーカー）が保護者の相談に対応しております。加えて、今年度より中学校にも通級指導教室が設置されたことから一層の教育相談の充実を図ってまいります。</p>	無

No.	記載箇所	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	計画修正の有無
		<p>も珍しくありません。発達の特徴を持つ生徒の進路指導についても、教員により、知識、熱意のギャップを感じることがあります。</p> <p>せつかく小学校卒業までに手をかけて支援し、順調に成長した子どもたちが中学校で壁にぶつかり将来を閉ざされないように、中学校での発達障がいへの理解を深め、広げるための講習会、相談会、相談事業等の機会を燕市として増やしていくことは出来ないものでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、本市の小中学校の教職員が特別支援教育、とりわけ発達障がいへの理解を深められるよう、研修の充実に努めてまいりますとともに、保護者が相談の機会を適切に得られるよう、周知に努めてまいります。</p>	
2	全体	<p><b>【燕市で生まれ育った子どもが社会人として生きていくために】</b></p> <p>発達障がいの子どもの診療をしていると、その保護者にも同様の特性を見出すことが多々あります。特に、ASDの特性である「こだわりの強さ」、「マイペースさ」は職人としては必須の資質であり、当地の産業を支えている力の一つでもあると思います。</p> <p>保護者の中には、自身の特性を生かし、理解のある職場で力を発揮しておられる方も多くみられますが、「こだわりの強さ」、「マイペースさ」とともに「コミュニケーションの問題」を持っておられる方も多く、上司の無理解、同僚との不和などから離職、転職せざるを得なくなったという話も少なからず聞いています。また、障がい者雇用で就職したけれど、自身の障がいを十分に理解してもらえず、我慢して仕事をしていたという相談もあり</p>	<p>本市では、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労の促進に向けた支援を行うとともに、障がいや障がいのある人に対する普及啓発・理解促進にも取り組んでまいりました。</p> <p>今後は従来の取組に加え、障がいのある人をどのように受け入れたら良いか分からずに、障がい者雇用を躊躇している企業などを対象に、障がい者雇用を上手く進める上でのノウハウを習得し、成功事例を活用・共有できるような研修をハローワークなどの関係機関と協力・連携して進め、障がいのある人の雇用環境の一層の充実に努めてまいります。</p>	無

No.	記載箇所	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	計画修正の有無
		<p>ました。そして、通院されている子どもの保護者の多くは、自分の子どもが将来自立して生活していけるかという大きな不安を抱いておられます。現状では、中学卒業後、高校卒業後の進路がなかなか見えてこない状況だと感じています。</p> <p>これらの経験から、特性を持つ方々がその力を十分に発揮して働けるように、また、特性のある子どもたちがその特性の良い面を生かして、生まれ育った燕市で社会人として職を得て、充実した社会生活が送れるように、さらに安心、安全に働ける障がい者雇用を増やしていくための体制づくりが必要だと考えます。</p> <p>そのためには、市役所職員はもちろん、これからの燕市の商業、工業、農業などすべての産業を担っていく経営者などのリーダー（商工会など）に、もっと発達障がい者の知識を持ってもらい、積極的に雇用し、人材を育成していけるように、まずは発達障がいについての理解を深め、広げるための機会を作っていく必要があると考えます。現在も行っているのであれば、より広めていく必要があると思います。</p> <p>燕市で生まれ育った子どもたちが、切れ目のない支援でそれぞれの特性を周囲に理解され、生かしていくことが出来れば、燕市に定住し、充実した人生を送れると考えます。</p>		

No.	記載箇所	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	計画修正の有無
3	16 ページ ■ 第 2 章 燕市の障がいのある人の状況 ■ 1 障がい福祉の状況 ■ (1) 障がいのある人の状況	障がい者が増加傾向で支援区分 6 が多い状況で、生活介護の件数が 4 件は少ないと思う。	ご指摘の趣旨を踏まえ、本市としては障がい福祉サービスの充実を図るため、多様なニーズに対応した障がい福祉サービスを提供できるよう、引き続き適切な量の確保と質の向上に努めるとともに、安定した利用定員を確保するため、基準該当事業所や共生型サービスの確保に努めます。	無
4	19 ページ ■ 第 2 章 燕市の障がいのある人の状況 ■ 2 アンケート調査の概要 ■ (2) アンケート結果の概要	6 歳から 8 歳 24.7%の状況で多い状況ですが、これだけ多いにもかかわらず未だ月々岡特別支援学校行きのバスを保護者が運営しているなんて、市の方で運営していただけないものか？	月々岡特別支援学校行きのスクールバスについては、バスを利用する保護者が主体となり、学校行事予定に沿った乗車児童生徒のシフト表などの作成を行い、また燃料費を負担して運営しております。市としては所有する車両を提供し、運行事業者への運行业務委託料について費用負担しています。今後についても、本市がバスを提供し、運行业務委託料の費用負担を継続することで、バスを利用する保護者を支援してまいります。	無

No.	記載箇所	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	計画修正の有無
5	<p>24 ページ</p> <p>■ 第 2 章 燕市の障がいのある人の状況</p> <p>■ 2 アンケート調査の概要</p> <p>■ (2) アンケート結果の概要</p>	<p>1 歳 7 ヶ月から 3 歳までが 49.5%に対して、気づく方が医師 12%、保健師 7.2%とありますが、この時期は健診など、医師や保健師との関わりは多いはずなのにこのパーセンテージは低すぎる。どれだけ市内に専門家がないかがよく分かる。</p>	<p>発達障がい等の最初の気づきとしては、保護者が子育て中に感じる違和感や育てにくさ、同年代の子どもとの発達の違いなどがきっかけとなることが多い傾向です。</p> <p>これは、乳幼児健診や育児に関する相談会等において、発達の確認や保護者の気づきへの働きかけを丁寧に行っていることに加えて、近年、発達障がいメディアで取り上げられる機会が増加していることや、講演会等による啓発によって、障がいの様々な特徴が、社会や家庭において認知され始めたことなども要因として考えております。</p> <p>なお、本市でも、専門家の確保や医療体制の充実を課題として捉えており、先に述べたように、健診等による早期発見や気づきをきっかけに相談に来られた保護者への相談体制の充実、支援に繋ぐための取り組みを継続しながら、県に対して発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療体制の確保について要望しています。今後もこうした取組を継続して、発達障がいのある子どもの支援に努めてまいります。</p>	無

No.	記載箇所	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	計画修正の有無
			す。	
6	30 ページ ■ 第 3 章 燕市障がい者基本計画 ■ 2 計画の基本目標 ■ (1) 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり	地域の中で安心して健やかに暮らせる街づくりですが、区分 6 の障がい者が多い中で入所施設が 1 件しか市内にないのは少なすぎると思う。	ご指摘の趣旨を踏まえ、本市としては多様なニーズに対応した障がい福祉サービスを提供できるよう、引き続き近隣市町村と協力し、障がい福祉サービスの充実に努めます。	無
7	62 ページ ■ 第 3 章 燕市障がい者基本計画 ■ 5 施策の方向性（基本施策） ■ (2) 共	求人を見ても事業所をみてもどこも人手が足りていないようである。 また、男性の障がい者が多いので、やはり現場は男性職員が多い方が良く考える。 職員を増やすためには、働きやすい環境と賃金アップかと思う。 最低賃金でしかもタイムカードがない事業所もある。 職員の働く環境を充実させることも基本計画を実行するにあたり大切かと思う。	ご指摘のとおり、障がい福祉現場の人材の確保・養成・定着は課題であり、職員の働く環境の充実は重要なことであると認識しております。 今後とも、障がい福祉サービス事業所等の実情や課題の把握に努め、事業所の職員の働きやすい環境づくりを支援してまいります。	無

No.	記載箇所	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	計画修正の有無
	に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり			
8	114 ページ ■ 第 4 章 第 7 期燕市障がい福祉計画・第 3 期燕市障がい児福祉計画 ■ 2 活動指標としての見込量 ■ (4) 発達障がい者等に対する支援の内容および見込量	(ペアレントトレーニング等の支援プログラムについて) 継続して行っている非常に良いプログラムだと思いますが、平日の日中ということで、希望されても参加がかない方もおられるようです。土曜日などの開催は難しいのでしょうか。	開催日程に関する保護者の声の中には、「土日に参加するには子どもの預け先が必要だが、慣れない人や場所に馴染みにくい子どもを預けるのが難しい」、「土日は家庭の用事で逆に参加しづらい」など、平日の日中を希望する声も寄せられています。 保護者の様々なご意見やご希望を踏まえ、より多くの方が参加しやすい曜日や時間帯について検討するとともに、土曜日に開催される他の発達障がいに関する講座情報の一層の周知にも努めてまいります。  【R 5 年度 土曜日開催の発達障がいに関する講座】 ・こころの健康講座 9/9(土) ・精神保健福祉フォーラム 10/14(土)	無

No.	記載箇所	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	計画修正の有無
9	<p>127 ページ</p> <p>■ 第 4 章 第 7 期燕市障がい福祉計画・第 3 期燕市障がい児福祉計画</p> <p>■ 2 活動指標としての見込量</p> <p>■ (8) 地域生活支援事業の内容・実施に関する考え方および見込量と確保のための方策</p>	<p>「移動支援」について、支援内容の見直しもしくは表現の見直しを行う必要があると思います。</p> <p>燕市の移動支援は、移動の時の「付き添い」支援だと思います。重い障がいがある子どもの親が病気や怪我をして送迎ができなくなった時には、移動には福祉タクシー等を使うことが前提と聞きました（その際の費用負担は非常に大きく制度の利用は現実的ではないと思いますが）。国では「医療的ケア看護職員配置事業」として保護者の負担を減らすため、校外学習や登下校時の送迎車両に看護職員を同乗させることができるよう自治体に看護職員を配置することを支援する取組もあるとききましたが、燕市にはその前提となる「移動」支援そのものが、そもそもないのだと知りました。隣接する市では、移動支援で学校や事業所に通われているお子さんがいます（子どもが移動支援を利用できるので保護者は仕事を続けることができ喜ばれていました）。燕市にある事業所が、隣接する市から移動支援を使ったお子さんを受け入れている現状があります。</p> <p>もしこの支援内容とするのであれば、すでに一般的な「移動支援」のイメージとは異なっていると思います。表現を「移動の際の付き添い支援」とするべきではないかと思います。また、支援内容も「社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の付き添いを支援します。」ではないかと思います。外出の際の「移</p>	<p>移動支援は、障がい者総合支援法第 5 条第 26 項に規定される「移動支援事業」であり、表現は本市の事業実施要綱に即して記載しております。</p> <p>また、保護者が病気や怪我をして送迎ができなくなった場合には、移動支援が利用でき、一定の要件を満たせば移動支援事業での車両による移送も認めておりますので、ご理解いただければと思います。</p>	無

No.	記載箇所	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	計画修正の有無
		動」ではなく、あくまでも「付き添い」であることを明確にした方がいいと思います。		
10	<p>129 ページ</p> <p>■ 第 4 章 第 7 期燕市障がい福祉計画・第 3 期燕市障がい児福祉計画</p> <p>■ 2 活動指標としての見込量</p> <p>■ (8) 地域生活支援事業の内容・実施に関する考え方および見込量と確保のための方策</p>	<p>「訪問入浴サービス事業」について内容を検討していただきたい。</p> <p>「訪問入浴サービス事業」は、通所サービスを利用している場合利用することができないと聞きました。通所サービスと併用する場合は医師の意見（入浴が必要な理由）が必要とのこと。「通所サービスを利用できない」ことが条件であるのならば、そのような記載が必要かと思ひます。しかし、本来であれば、通所サービスを利用して社会参加する機会と、その人の尊厳、権利を守ることにもつながる入浴するという事は、それぞれ当たり前前に保障されるべきものだと思います。燕市で、その人の尊厳が守られ、当たり前前の社会生活が送れるよう、状況に応じた柔軟な対応をお願いしたいと思ひます。</p>	<p>本事業は「通所サービスを利用している場合利用することができない」ということはなく、障がいのある人の個々の状況に応じて適切に判断し、柔軟に対応しております。</p> <p>本事業の対象者は「燕市身体障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱」において次のとおりです。</p> <p>市内に住所を有する障がい程度が 1 級または 2 級の身体障がい者手帳を所持する障がい者等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 居宅での入浴が、自力又は家族等の介助では困難な者</p> <p>(2) 施設で入浴することが困難な者</p> <p>(3) 医師が入浴することを認めた者</p>	無